

対応方針に対する回答（総務省）

分野	行政への入札・契約に関する手続
省庁名	総務省
論点	1. 共通事項 ①取組の目的は、行政手続コスト（事業者の作業時間）の削減とする。 ※ここで言う「行政手続コスト」は、「行政手続部会とりまとめ」における「事業者の作業時間」とする。
【回答】	貴見のとおり。

分野	行政への入札・契約に関する手続
省庁名	総務省
論点	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">1. 共通事項</div> <p>②取組に際しては、「行政手続コストの20%以上削減」という数値目標を設定する。</p>
<p>【回答】</p> <p>行政手続コストの削減に向けた取組については、「行政手続コストの20%以上削減」という数値目標を設定する。</p>	

分野	行政への入札・契約に関する手続
省庁名	総務省
論点	<p>1. 共通事項</p> <p>③取組期間は、原則2020年までとする。</p> <p>※2017年度の「行政手続コスト」の算出は、2018年●月までに行う。 このコストを2020年までに20%以上削減することを取組目標とする。</p>
【回答】	<p>行政手続コストの削減に向けた取組については、原則2020年（平成32年）までを目標として取り組む予定。</p> <p>なお、2017年度の「行政手続コスト」の算出は、2018年中を目途に算出予定。</p>

分野	行政への入札・契約に関する手続
省庁名	総務省
論点	<div data-bbox="354 353 555 398" style="border: 1px solid black; padding: 2px;">1. 共通事項</div> <p>④登記事項証明書及び納税証明書の写しについては、足並みを揃えて行政機関間の情報連携により提出不要となるよう検討する。</p>
<p>【回答】</p> <p>調達総合情報システムにおける競争参加資格申請時に必要な添付書類のうち、登記事項証明書（写し）及び納税証明書（写し）については、「IT新戦略の策定に向けた基本方針」（IT総合戦略本部・官民データ活用推進戦略会議決定）、「デジタル・ガバメント実行計画」（eガバメント閣僚会議決定）等に基づき、平成32年度以降、法人番号等を活用した行政機関間のバックオフィス連携の実施に合わせて提出不要化。 （説明資料P. 2のとおり）</p>	

分野	行政への入札・契約に関する手続
省庁名	総務省
論点	<div data-bbox="357 353 775 398" style="border: 1px solid black; padding: 2px;">2. 個別事項（物品・役務）</div> <p>①国・地方IT化・BPR推進チーム報告書（平成29年5月19日）に記載されているKPIである「電子応札率：60%（平成30年度）」について、達成に向けた具体的な方策を示す。</p>
<p>【回答】</p> <p>政府電子調達システム（入札・契約事務）について、平成32年1月からの次期システムへの更改を機に、書類提出時の添付ファイル上限サイズの拡大（クラウド技術の活用を含めた検討）、半角・全角文字の自動入力変換、入力箇所のエラー表示等に対応。</p> <p>また、将来的には、調達総合情報システムと政府電子調達システムとの統合に向けた検討を開始。</p> <p>調達総合情報システム及び政府電子調達システムの利用促進に向け、民間利用者への電子調達に係る先行事例の周知、操作マニュアル・FAQ等の充実化、省庁における職員の意識改革・業務改革等を実施。</p> <p>（説明資料P. 2のとおり）</p>	

分野	行政への入札・契約に関する手続
省庁名	総務省
論点	<div data-bbox="354 353 775 398" style="border: 1px solid black; padding: 2px;">2. 個別事項（物品・役務）</div> <p>②個人事業主の場合の法人番号のあり方について、法人番号並みに使いやすく公開性もある仕組みを検討する。</p>

【回答】

個人事業者に対する番号については、「デジタル・ガバメント実行計画」に基づき、関係府省において、マイナンバーとは別の新たな番号付番への具体的なニーズの洗い出しを行い、法人番号の利用状況等を踏まえ、要否も含めて検討を行っているところ。

（参考）

デジタル・ガバメント実行計画（eガバメント閣僚会議決定）（抜粋）

4 プラットフォーム改革

4.2 システム基盤の整備

6) 法人デジタルプラットフォームの構築（◎経済産業省、内閣官房、関係府省）

ウ. 個人事業主番号に関する検討

個人事業者に対する番号については、マイナンバーとは別の新たな番号付番への具体的なニーズの洗い出しを行い、法人番号の利用状況等を踏まえ、要否も含めて検討を行う。

分野	行政への入札・契約に関する手続
省庁名	総務省
論点	<div data-bbox="354 349 775 394" style="border: 1px solid black; padding: 2px;">2. 個別事項（物品・役務）</div> <p>③政府電子調達システムにおける添付書類の提出方法について、ファイルを添付する以外の方法も含めて、利便性向上に向けた検討を行う。</p>
<p>【回答】</p> <p>政府電子調達システム（入札・契約事務）について、平成32年1月からの次期システムへの更改を機に、書類提出時の添付ファイル上限サイズの拡大（<u>クラウド技術の活用を含めた検討</u>）、半角・全角文字の自動入力変換、入力箇所のエラー表示等に対応。</p> <p>（説明資料P. 2のとおり）</p>	

分野	行政への入札・契約に関する手続
省庁名	総務省
論点	<div data-bbox="354 347 777 392" style="border: 1px solid black; padding: 2px;">2. 個別事項（物品・役務）</div> <p>④競争参加資格申請時の提出書類の見直しにおいて、添付書類の省略について検討する。特に、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・誓約書については、申請書への集約を検討する。 ・営業経歴書については、記載事項の省略を検討する。
<p>【回答】</p> <p>調達総合情報システムにおける競争参加資格申請時に必要な添付書類のうち、営業経歴書及び誓約書・役員等名簿については、次回の競争参加資格定期審査（平成31年1月～）から申請書記載事項への一本化による提出不要化。（説明資料P. 2のとおり）</p>	

分野	行政への入札・契約に関する手続
省庁名	総務省
論点	<div data-bbox="354 353 775 398" style="border: 1px solid black; padding: 2px;">2. 個別事項（物品・役務）</div> <p>⑤政府電子調達システムにおいて、システム障害の発生等、利用者に帰責事由がない場合においてシステム管理者側が行っている柔軟な対応の内容について、事業者に必要な周知を図る。</p>
<p>【回答】</p> <p>調達総合情報システム及び政府電子調達システムの利用促進に向けた、民間利用者への電子調達に係る先行事例の周知において対応。 （説明資料P. 2のとおり）</p>	

分野	行政への入札・契約に関する手続
省庁名	総務省
論点	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">2. 個別事項（物品・役務）</div> <p>⑥政府電子調達システム経由で電子契約を行ったにもかかわらず、紙で契約書を手交するような運用が根絶されるよう検討する。</p>
<p>【回答】</p> <p>調達総合情報システム及び政府電子調達システムの利用促進に向け、民間利用者への電子調達に係る先行事例の周知、操作マニュアル・FAQ等の充実化、省庁における職員の意識改革・業務改革等を実施。</p> <p>（説明資料P. 2のとおり）</p>	

政府電子調達システム等の利便性の向上について

平成30年3月

総務省

情報流通行政局

1. 政府電子調達システム等の概要

「電子調達システム」※1とは、政府調達（公共事業を除く）手続の電子化の一環として、政府が行う「物品・役務」及び「一部の公共事業」に係る一連の調達手続をインターネット経由で電子的に行える府省共通※2の情報システムであり、平成26年3月から運用を開始。

※1 電子調達システム: Government Electronic Procurement System ※2 利用機関: 国の行政機関等の23機関(内閣官房、内閣法制局、人事院、内閣府、宮内庁、公正取引委員会、警察庁、個人情報保護委員会、金融庁、消費者庁、総務省、法務省、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省、防衛省、会計検査院、最高裁判所)

【電子調達システムの流れ】



政府電子調達システム及び調達総合情報システムの利用実態や改善要望等※1を踏まえ、下記の項目について対応方針を取りまとめ予定※2。今後、当該対応方針に基づき、必要な対応を順次展開。(参考資料参照)

※1 21府省庁及び大企業、中小企業等の競争参加資格有資格者(120社を抽出)へのアンケートにより把握(行政手続部会(12月22日)報告)

※2 政府調達(公共事業を除く)手続の電子化推進省庁連絡会議幹事会において本年度内に取りまとめ予定

1. システムの改善

- ・ 政府電子調達システム(入札・契約事務)について、平成32年1月からの次期システムへの更改を機に、書類提出時の添付ファイル上限サイズの拡大(クラウド技術の活用を含めた検討)、半角・全角文字の自動入力変換、入力箇所のエラー表示等に対応。
- ・ また、調達総合情報システム(競争参加資格申請事務)については、半角・全角文字の自動入力変換、入力箇所のエラー表示等への対応を行うとともに、下記2の添付書類の提出不要化に伴うシステム改修についても順次対応。
- ・ さらに、将来的には、調達総合情報システムと政府電子調達システムとの統合に向けた検討を開始。

2. 資格申請時における添付書類の削減

- ・ 調達総合情報システムにおける競争参加資格申請時に必要な添付書類のうち、
 - ① 登記事項証明書(写し)及び納税証明書(写し)については、「IT新戦略の策定に向けた基本方針」(IT総合戦略本部・官民データ活用推進戦略会議決定)、「デジタル・ガバメント実行計画」(eガバメント閣僚会議決定)等に基づき、平成32年度以降、法人番号等を活用した行政機関間のバックオフィス連携の実施に合わせて提出不要化。
 - ② 営業経歴書及び誓約書・役員等名簿については、次回の競争参加資格定期審査(平成31年1月～)から申請書記載事項への一本化による提出不要化。
- ・ 財務諸表については、財務諸表等の内容をオンラインで確認する手法等、原則提出不要化に向けて検討予定。

3. 普及啓発

- ・ 調達総合情報システム及び政府電子調達システムの利用促進に向け、民間利用者への電子調達に係る先行事例の周知、操作マニュアル・FAQ等の充実化、省庁における職員の意識改革・業務改革等を実施。

3. 添付書類の削減に伴う行政手続コストの削減(暫定的な試算)

○ 競争参加資格申請手続に係る所要時間について、本年2月に実施したアンケート結果※1を踏まえ、添付書類の削減に伴う行政手続コストの削減を暫定的に試算

※1 対象：大企業、中小企業等の競争参加資格有資格者(45社)

1. 申請書の様式取得・作成・提出に係る平均所要時間※2

① インターネット申請	67分	②紙(郵送又は持参)申請	218分
-------------	-----	--------------	------

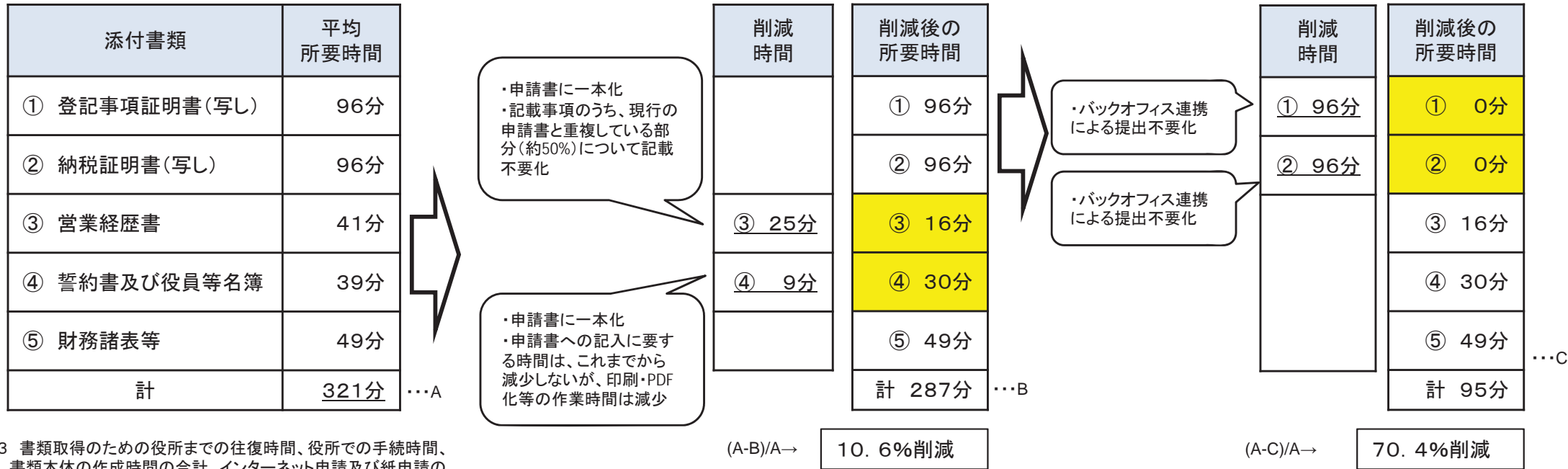
※2 申請書様式取得(インターネット又は窓口)、申請書作成(パソコン入力又は手書)、書類提出(インターネット、郵送又は持参)の合計。

2. 添付書類の取得・作成に係る平均所要時間、添付書類の削減に伴う平均所要時間の削減率

【添付書類の取得・作成に係る平均所要時間※3】

【平成31年度】 (営業経歴書、誓約書及び役員等名簿の申請書への一本化)

【平成32年度以降】 (登記事項証明書(写し)、納税証明書(写し)の提出不要化)



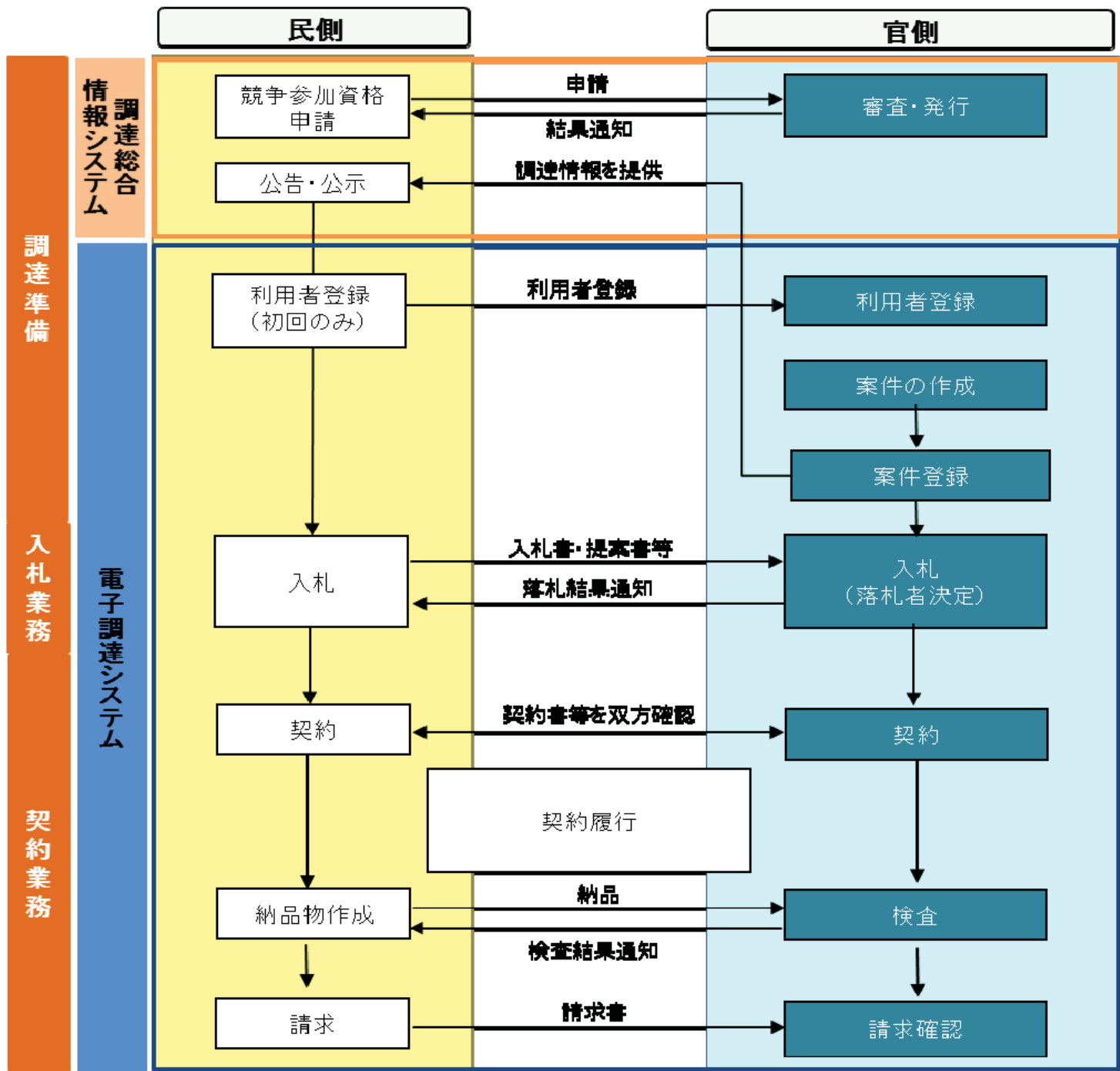
・申請書に一本化
・記載事項のうち、現行の申請書と重複している部分(約50%)について記載不要化

・申請書に一本化
・申請書への記入に要する時間は、これまでから減少しないが、印刷・PDF化等の作業時間は減少

・バックオフィス連携による提出不要化

・バックオフィス連携による提出不要化

(参考) 調達業務の主な流れとシステムの範囲



(行政手続部会(12月22日)の議論を踏まえた対応方針) ※物品・役務

1. 共通事項

①取組の目的は、行政手続コスト(事業者の作業時間)の削減とする。

※ここで言う「行政手続コスト」は、「行政手続部会とりまとめ」における「事業者の作業時間」とする。

②取組に際しては、「行政手続コストの20%以上削減」という数値目標を設定する。

③取組期間は、原則2020年までとする。

※2017年度の「行政手続コスト」の算出は、2018年●月までに行う。このコストを2020年までに20%以上削減することを取組目標とする。

④登記事項証明書及び納税証明書の写しについては、足並みを揃えて行政機関間の情報連携により提出不要となるよう検討する。

2. 個別事項(物品・役務)

①国・地方IT化・BPR推進チーム報告書(平成29年5月19日)に記載されているKPIである「電子応札率:60%(平成30年度)」について、達成に向けた具体的な方策を示す。

②個人事業主の場合の法人番号のあり方について、法人番号並みに使いやすく公開性もある仕組みを検討する。

③政府電子調達システムにおける添付書類の提出方法について、ファイルを添付する以外の方法も含めて、利便性向上に向けた検討を行う。

④競争参加資格申請時の提出書類の見直しにおいて、添付書類の省略について検討する。特に、

- ・誓約書については、申請書への集約を検討する。
- ・営業経歴書については、記載事項の省略を検討する。

⑤政府電子調達システムにおいて、システム障害の発生等、利用者に帰責事由がない場合においてシステム管理者側が行っている柔軟な対応の内容について、事業者に必要な周知を図る。

⑥政府電子調達システム経由で電子契約を行ったにもかかわらず、紙で契約書を手交するような運用が根絶されるよう検討する。

入札・契約に関する取りまとめ (平成29年6月26日 行政手続部会) (抜粋)

2. 契約の種別の簡素化の取組

(1) 物品・役務

②課題と対応

※「事業者団体ヒアリング」、「事業者に対するアンケート調査」で把握した課題を整理。
建設工事・測量等も同様。

【課題】

〔競争入札参加資格審査について〕

- ・提出書類の作成負担が大きい
- ・行政機関が保有している情報の提出を求められる
オンラインで取得できない情報を求められることがある
- ・独立行政法人が、個別の競争入札参加資格要件を設定している場合がある

〔入札について〕

- ・政府電子調達への添付ファイルのデータ容量の上限が低い
- ・入札書類の提出様式が説明会の度に異なる
- ・入札結果に関する情報が入手しにくい
- ・政府電子調達に登録していない調達案件があり、紙による入札や、個別省庁への独自システムへの対応を求められることがある

〔契約の締結について〕

- ・提出書類の作成負担が大きい
- ・予備名目で、複数部数の契約書の提出を求められる
- ・契約締結に時間がかかる

【対応】

- 調達総合情報システムにおける統一参加資格申請時の提出書類の見直し、政府電子調達システムの利便性向上など、政府電子調達に係る課題について、内閣府及び内閣官房の協力を得つつ、各省庁と連携し、総務省が検討を進める。その際、内閣官房が全省庁の協力を得つつ行う官民データ活用推進基本計画における行政手続等の棚卸しの結果を踏まえることとする。
- 独立行政法人の入札参加資格について、国との統一運用を行っていない法人の所管省庁は見直しを進める。

IT新戦略の策定に向けた基本方針(平成29年12月22日 IT総合戦略本部・官民データ活用推進戦略会議決定)

II. IT新戦略の基本的方向性

1. 行政サービスのデジタル改革断行

(1) 行政サービスの100%デジタル化

単に情報システムを作るだけでなく、デジタル化の前提として業務改革(BPR)を徹底し、利用者の目線で行政の業務の在り方を徹底的に見直した上で、デジタル化3原則に沿って、行政のあらゆるサービスを最初から最後までデジタルで完結させる。

具体的な取組として、まずは、個人のライフイベント(転居、死亡・相続等)や法人のイベント(法人設立、役員変更等)において、既に行政機関が保有している情報について、行政が添付書類を求めることの廃止を徹底する。

このため、マイナンバー制度等を活用し、特に多くの手続で添付が求められている登記事項証明書(商業法人)や戸籍謄抄本などの添付を不要とするための所要の法令改正作業に関係閣僚が直ちに着手し、順次関連法案を国会に提出する。

また、社会保険、税等の、社会基盤となる仕組みのデジタル化を促進する(社会保険・税手続における提出書類のデジタル化・民から官へのデータ連携等)。

デジタル・ガバメント実行計画(平成30年1月16日 eガバメント閣僚会議決定)

3 利用者中心の行政サービス改革

3.2 横断的サービス改革(行政サービスの100%デジタル化)

3) 添付書類の撤廃に向けた取組

イ. 登記事項証明書(商業法人)の添付省略(◎内閣官房、◎総務省、◎法務省、全府省)

登記事項証明書(商業法人)の提出を必要とする全手続について、情報連携の仕組みが構築される2020年度以降、登記事項証明書の提出の原則不要化を実現する。

法務省は、「登記・法人設立等関係手続の簡素化・迅速化に向けたアクションプラン」(平成28年10月31日CIO連絡会議決定)に基づき、2020年度までに、各府省のニーズを踏まえて、情報連携の仕組みを構築する。

各府省は、行政手続等の棚卸の結果を踏まえ、登記事項証明書(商業法人)の提出を必要とする全手続について、添付省略に向けた①業務フローの見直し、②情報連携手法の検討、③必要となる制度改正の検討を実施する。検討結果については、各府省中長期計画の中に、添付省略の実施に向けた工程表として記載する。

また、必要となる制度改正のうち法律の改正が必要な手続については、総務省の協力を得つつ、内閣官房において、登記事項証明書の添付省略を可能とするための関係法令の改正を検討する。各府省は、所管する法律について必要となる制度改正の検討を実施し、内閣官房及び総務省における作業への協力を行う。

KPI: 登記事項証明書(商業法人)が必要な手続の種類数

デジタル・ガバメント実行計画(平成30年1月16日 eガバメント閣僚会議決定)

3 利用者中心の行政サービス改革

3.3 個別サービス改革

(6) 電子調達サービスの利便性向上(◎総務省、全府省)

物品・役務に係る競争入札参加資格申請時の添付書類に関し、関係府省の協力の下、必要性や利用者の負担軽減について再整理し、対応案の検討を行う。また、電子調達システムの利用率の向上に向け、各府省と利用者の双方の実態把握及び課題整理を行う。さらに、調達業務のAPIによる情報連携について、民間企業や各府省のニーズを踏まえ、対象データ及び機能の検討を進める。これらの取り組みによって、公共調達市場における事業者の参加機会の拡充、柔軟化に資する。

(7) 法人設立手続のオンライン・ワンストップ化、法人登記情報連携の推進(◎法務省、内閣官房、内閣府、総務省、財務省、厚生労働省)

世界最高水準の起業環境を目指して、利用者が全手続をオンライン・ワンストップで処理できるようにする。また、各行政機関間において法人登記の情報連携を可能とすることにより、各種手続における法人の登記事項証明書添付省略を実現する。

4 プラットフォーム改革

4.2 システム基盤の整備

6) 法人デジタルプラットフォームの構築(◎経済産業省、内閣官房、関係府省)

現在経済産業省が運用している法人インフォメーションでは法人番号を付番した許認可、調達、補助金、表彰等のデータを集約し、法人と各府省間の活動情報を提供している。

法人番号と法人インフォメーションの活用を通じて、まずは経済産業省の産業保安関係法令手続、中小企業向け補助金申請等の主要な行政手続から簡素化・デジタル化を進め、データが官民双方で有効に活用されるデジタルプラットフォームの構築を進める。

KPI：法人インフォメーションのアクセス数(2020年度までに年間200万件)

KPI：法人インフォメーションとAPI連携しているサービスへのアクセス数(2022年度までに年間50万件)

KPI：法人インフォメーションを用いてデータ連携している手続の種類数

ア～イ(略)

ウ. 個人事業主番号に関する検討

個人事業者に対する番号については、マイナンバーとは別の新たな番号付番への具体的なニーズの洗い出しを行い、法人番号の利用状況等を踏まえ、要否も含めて検討を行う。

入札・契約手続の簡素化に向けた政府電子調達システム等のロードマップ

参考資料

		平成29年度（2017年度）				平成30年度（2018年度）				平成31年度（2019年度）				平成32年度（2020年度）					
		H29. 12月	H30. 1月	2月	3月	4～6月	7～9月	10～12月	H31. 1～3月	4～6月	7～9月	10～12月	H32. 1～3月	4～6月	7～9月	10～12月	H33. 1～3月		
I. システムの改善	① 調達総合情報システム（競争参加資格申請事務）	システム運用（H13.6～） ※政府電子調達システムとの統合に向けて検討												システム改修 (登記情報システムの運用開始(平成32年度内)に向けた添付書類不要化に伴う申請入力画面の改修)					
	② 政府電子調達システム（入札・契約事務）	現行システム運用（H26.3～H31.12(予定)）												システム改修					
	【参考】次期システム整備スケジュール	調達手続(入札公告)				要件定義、基本設計、詳細設計 ・書類提出時の添付ファイル上限サイズの拡大(クラウド技術の活用を含めた検討) ・半角、全角文字の自動入力変換 ・入力箇所のエラー表示、新元号対応 等				製造、運用テスト				次期システム運用 ★ H32.1～運用開始(予定)					
II. 資格申請時における添付書類の削減	① 登記事項証明書(写し)	登記事項データのバックオフィス連携による提出不要化 (対応時期: 平成32年度(予定))				「法人設立手続のオンライン・ワンストップ化、法人登記情報連携の推進」(デジタル・ガバメント実行計画) ・登記事項証明書の添付省略に向けた全体管理(基本方針、スケジュール、法令改正の検討 等)【内閣官房・総務省】 ・登記情報連携のためのシステム構築(平成32年度内 更改システムの運用開始)【法務省】												提出不要化	
	② 納税証明書(写し)	納税情報データのバックオフィス連携による提出不要化				IT新戦略の策定に向けた基本方針(IT総合戦略本部・官民データ活用推進戦略会議決定) 「行政サービスの100%デジタル化」に向けた政府全体の取組の中で対応 ・納税情報データのバックオフィス連携のための法整備が必要(秘匿性の高い納税情報のセキュリティ確保)													
	③ 営業経歴書	申請書記載事項への追加、一本化による提出不要化 (対応時期: 平成31年度(予定))				申請書様式の確定 ・申請マニュアル等の見直し ・利用者への周知				提出不要化 ★官報公示									
	④ 誓約書及び役員等名簿	原則提出不要化に向けた手法の検討 ・財務諸表等の内容をオンラインで確認する手法等の検討 (例えば、関係府省庁間で法人インフォメーションの活用の可能性を検討)				IT新戦略の策定に向けた基本方針(IT総合戦略本部・官民データ活用推進戦略会議決定) 「行政サービスの100%デジタル化」に向けた政府全体の取組の中で対応													
	⑤ 財務諸表 又は 営業用純資本額に関する書類及び収支計算書	原則提出不要化に向けた手法の検討 ・財務諸表等の内容をオンラインで確認する手法等の検討 (例えば、関係府省庁間で法人インフォメーションの活用の可能性を検討)				IT新戦略の策定に向けた基本方針(IT総合戦略本部・官民データ活用推進戦略会議決定) 「行政サービスの100%デジタル化」に向けた政府全体の取組の中で対応													
	【参考】競争参加資格の有効期間	平成28・29・30年度								平成31・32・33年度 ★次回定期審査(H31.1～3月末(予定))									
III. 普及啓発	① 民間側の利用促進	電子入札、電子契約書等の取組状況を参考情報として取りまとめ(先行事例の周知への活用)				操作マニュアル、FAQ等の充実化、ヘルプデスクの利用周知 ・ポスター、PRキャンペーンの展開 ・利用者講習会の充実(大都市圏、地方での開催) 等													
	② 省庁側における利用徹底	電子入札、電子契約書等の取組状況を参考情報として取りまとめ(先行事例の周知への活用)				各省への通知文書の発出(職員の意識改革、システム利用の徹底) 業務改革(できるところからすぐに着手するとともに、PDCAによる随時の見直し)													
【参考】KPI	電子応札率(政府電子調達システム)	電子応札率: 60% (平成30年度) (平成29年3月末時点実績: 47%) 国・地方IT化・BPR推進チーム報告書(平成29年5月19日)(抜粋)								行政サービスの100%デジタル化を目指す									
	行政手続コスト	サンプルによる計測・数値目標の試算(行政手続コスト20%以上削減)				2017年度行政手続コストの算出 フォローアップの手法検討				★効果測定				必要に応じて対策を検討 ★効果測定					